

生活習慣病管理料について

令和6年6月1日厚生労働省の定める診療報酬制度が改定されます。厚労省の指針に従い、下記に該当する患者様は個々に応じた専門的、総合的な治療管理を行うため、これまで当院で算定していた「特定疾患療養管理加算」から「生活習慣病管理料」に移行いたします。

生活習慣病管理料の対象となる患者様

高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかが主病名で通院されている方

生活習慣病療養計画書

患者様個々に応じた目標設定、具体的な指導内容、検査結果等を記載した『生活習慣病療養計画書』を作成し、より良い治療をめざすことになります。

この療養計画書は初回のみ署名をいただき、お渡しします。

6月以降混雑しお待たせしてしまうことも増えるかもしれませんが、皆様のご理解とご協力を頂きますよう、お願い申し上げます。

地域包括診療加算について

当院では健康相談および予防接種に関わる相談を実施しております。

当院は敷地内禁煙です。敷地内での喫煙はご遠慮ください。

通院患者様について介護サービスの相談に対応し主治医意見書を作成いたします。

当院では患者様の状態に応じて28日以上の方やリフィル処方箋を発行する対応をいたします。担当医が対応可能かを判断いたします。

医療DX推進体制の整備について

当院では質の高い医療を実施するため十分な情報を取得し診療を行うため、医療DX推進体制を整備しています。

オンライン資格確認のためマイナ保険証をご利用ください。

電子処方箋の使用開始を予定しております。

一般名処方加算について

近年医薬品の供給が不安定な状況が続いております。

厚生労働省の指示により、当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品については、特定の医薬品名を指定するのではなく、一般的な名称で処方箋を発行する一般名処方を行います。

ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。